

復職等支援プラン及びフォローアップの実施について

対象者	氏名	
	所属	
	連絡先	

I 復職等支援プラン

復職等支援プランに基づく就業上及び治療上の配慮期間は、原則として最長3か月間とする。

実施区分及び実施期間	勤務場所	勤務時間	職務の内容及び量	就業上の配慮 (就業制限や業務サポートの内容及び方法等)	治療上必要な配慮 (通院日の早退等)
第1段階 (平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで)		から まで			
第2段階 (平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで)		から まで			
第3段階 (平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで)		から まで			

II フォローアップの実施について

職場復帰後のフォローアップとして、必要に応じ復職等支援チーム（又は産業医）による面談を行い、以下の点を確認する。
フォローアップ期間は、原則として最長6か月間とする。

確認事項	第1回面談(平成 年 月 日)結果	第2回面談(平成 年 月 日)結果	第3回面談(平成 年 月 日)結果
1 症状の再燃・再発や新しい問題の発生等の有無 (特に疲労の回復具合や睡眠の様子を確認)			
2 治療状況の確認 (通院状況や治療の自己判断による中断等のチェック、現在の病状や今後の見通しについての主治医の意見等を確認)			
3 勤務状況及び職務遂行能力の評価 (遅刻、早退がないか、ミスや事故がないか等について本人の意見だけでなく客観的に評価する。)			
4 復職等支援プランの実施状況の確認 (就業上・治療上の配慮〔就業制限や休日出勤の禁止等〕の履行状況を確認。)			
5 復職等支援プランの評価と見直しの必要性 (就業上・治療上の配慮の有効性並びに支援プランの見直しや延長の必要性の有無等を確認。)			
6 職場での上司・同僚の支援状況その他の職場環境の改善状況 (職場でのコミュニケーション、上司・同僚による支援、配慮その他の職場環境の改善状況を確認。)			
7 異動等により勤務環境が変わった場合には、新しい仕事や新しい職場への適応状況等の確認 (新しい仕事や職場に慣れて適応できているか、困ったことについて質問ができていないか等を確認。)			